

山梨県農村地域への産業の導入に関する基本計画の変更の概要

令和6年5月1日

法律の趣旨

農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、担い手に対する農地の集積・集約化など農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的としている。

法改正、国の基本方針の変更の概要

- 令和4年3月 農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更
- 令和4年5月 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正及び基本方針の変更

【法改正の内容】

- ・ 県基本計画で定める「導入すべき産業の業種」に係る規定を廃止

【基本方針変更の内容】

- ・ 目標年次の設定を廃止
- ・ 県基本計画に「導入業種の選定の考え方」を記載するよう表記

国 : 農村地域への産業の導入に関する**基本方針**の策定
県 : 農村地域への産業の導入に関する**基本計画**の策定
市町村: 農村地域への産業の導入に関する**実施計画**の策定(目標年次:原則作成年度から5年後)

県基本計画の変更内容

(1) 導入すべき産業の業種の規定を廃止

導入すべき産業の業種として
39業種を規定



導入すべき産業の業種
(39業種)の規定を廃止

(2) 導入業種の選定の考え方を記載

市町村が実施計画において定める導入業種を選定する際の
「導入業種の選定の考え方」を記載

県基本計画の構成

- 第1 経済、産業及び雇用の現状とその見通し
- 第2 農村地域への産業の導入の目標
- 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標
- 第4 農村地域への産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- 第5 農村地域への産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針
- 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項
- 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項
- 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
- 第9 その他必要な事項

- (1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること
- (2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること
- (3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること
- (4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること
- (5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること